

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地

氏 名 中部第一輸送株式会社

代表取締役 森英貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年 月 日

令和 8年 9月28日

許可の有効期限

令和13年 8月31日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭がれき類（以上14種類）

※⑫については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑬については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成18年	9月	1日	新規許可
平成23年	9月	1日	更新許可
平成28年	9月	1日	更新許可
令和 3年	9月	1日	更新許可
令和 8年	9月28日		更新許可

4 積替え許可の有無

有・☒ 無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

☒ 有・無